

障害者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例

平成5年3月29日 栃木県条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、県が観覧に供するために設置した公の施設を障害者が利用する場合における使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）に関し免除の措置を講ずることにより、障害者の公の施設の利用の増進を図り、もって障害者の社会参加の促進に資することを目的とする。

(使用料等の免除)

第2条 別表の左欄に掲げる公の施設の同表の右欄に掲げる使用料等については、当該使用料等に係る条例の規定にかかわらず、当該公の施設を利用する者が身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者で規則で定めるものである場合に限り、これを免除するものとする。その者の障害の程度が介護が必要なものとして規則で定めるものである場合において、その者の当該公の施設の利用に際し介護のため同伴する者がいるときは、その同伴する者についても、1人に限り、同様とする。

(規則への委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第16号）抄

1 この条例は、平成8年4月26日から施行する。

附 則（平成11年条例第4号）抄

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成11年規則第35号で平成11年7月1日から施行）

附 則（平成12年条例第24号）抄

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第6号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条から第6条まで及び附則第3項の規定は、次項の規則で定める日から施行する。

（平成13年規則第24号で平成13年7月15日から施行）

(供用開始)

2 水遊園は、規則で定める日から利用に供するものとする。

附 則（平成13年条例第18号）抄

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第89号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第24号）抄

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第47号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

栃木県子ども総合科学館	観覧料
とちぎ花センター	観覧料
栃木県なかがわ水遊園	観覧料
栃木県立日光自然博物館	観覧料
英国大使館別荘記念公園	観覧料
イタリア大使館別荘記念公園	観覧料
とちぎ明治の森記念館	観覧料
栃木県井頭公園	花ちょう遊館の利用料金
栃木県日光田母沢御用邸記念公園	御用邸本邸（研修室及び研修ホールを除く。） の利用料金
栃木県とちぎわんぱく公園	ふしぎの船の利用料金
栃木県立美術館	観覧料
栃木県立博物館	観覧料